

東京圏プロモーション業務 仕様書

1. 件名

東京圏プロモーション業務

2. 契約期間

契約締結の日から2020年3月31日まで

3. 業務目的

- ・東京圏在住者及び在勤者に対し、神戸市の持つ観光・食・地場産品・里山・六甲山・港といった魅力を直接的・複合的に伝える。
- ・「知らせる（情報）」→「体験する（神戸への誘客）」→「拡散する（伝播）」という一連の流れを構築し一過性でないプロモーションを展開することで、東京圏での神戸のプレゼンスを高める。

4. ターゲット

東京圏在住者及び在勤者で主に20代～40代

5. 業務内容

(1) 制作物 冊子

(2) 形態

カラー、ページ数は24ページ以上とすること。（広告ページを入れる場合はこのページ数に含まない）

(3) 冊子の企画・編集

- ・「3. 業務目的」の内容に適した冊子全体のコンセプトを設定し編集すること。
- ・編集のうち、原稿制作にあたっては、神戸市内のクリエイターと協業すること。

(4) 印刷・製本・配布

- ・冊子を印刷・製本すること。
- ・作成した冊子をターゲットに向けて効果的に配布すること。
- ・また、神戸市内で配布することを想定し、内容を一部加工のうえ神戸市経済観光局にも納品すること（部数については相談のうえ決定する）。

(5) イベント企画

- ・冊子に掲載した神戸の魅力を体験できるイベントを企画すること。
- ・企画したイベントは冊子内及びその他媒体にて告知をし、集客を行うこと。
- ・受付業務及び参加者への連絡等、イベントの催行を行うこと。

(6) 情報拡散

- ・冊子のPR及びイベントの開催案内やイベントの開催時の様子等を発信すること。
- ・自社メディアや既存のSNS等を活用することも可。

6. スケジュール (予定)

11月中旬～	内容調整、取材等
2月	印刷、配布
3月下旬	神戸体験イベント

7. その他の留意点

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し神戸市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 著作権の帰属

- ア この契約により作成される成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は受託者に帰属するものとする。
- イ 受託者は神戸市に対し、成果物を広報PR等の目的で使用することを許諾する。なお、使用範囲・様態については神戸市は事前に受託者と協議する。

(3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。